

2011年9月22日

各 位

小田急電鉄株式会社

## 特別電車「小田急 F - Train」の車体ラッピングの終了について

小田急電鉄株式会社（本社：東京都新宿区 社長：山木 利満）では、現在運転中の特別電車「小田急 F - Train」の車体へのラッピング装飾について、東京都より、東京都屋外広告物条例に抵触しているとの指摘を受けたことから、2011年9月30日（金）をもって、車体へのラッピング装飾を終了することといたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

弊社における東京都屋外広告物条例への認識不足によって、このような事態を招いたことを誠に申し訳なく、特別電車のご利用を楽しみにしていただきましたお客さま、「川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム」はじめ関係の皆さまに、多大なるご迷惑をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1．ラッピング終了の理由

弊社では、本年8月3日より、小田急線登戸駅・向ヶ丘遊園駅を最寄駅とする「川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム」オープンを記念して、藤子・F・不二雄氏の漫画キャラクターを車両内外にあしらった特別電車（10両一編成）の運行を開始しました。

運行開始にあたっては、車体へのラッピング装飾は車両塗装の変更であり、広告には該当しないものと認識しておりましたが、運行開始後、東京都から同条例に抵触しているとの指摘を受け、確認いたしましたところ、広告物に該当することが判明いたしました。

このため、当社といたしましては、当該車両の運行を継続することはできないことから、9月末日をもって、車体へのラッピング装飾については終了することといたしました。

#### 【条例への抵触内容】

- (1)許可申請を実施しなかったこと：東京都屋外広告物条例 第23条
- (2)広告物の面積が基準（車体1面の10分の1以下）を超えていたこと  
：東京都屋外広告物条例 施行規則 第19条

#### 2．今後の対応について

10月1日以降、速やかに車体へのラッピング装飾を通常の車両デザインに復します。なお、車内の装飾は継続いたします。

#### 3．再発防止策について

車体へのラッピング装飾などを行う際、各自治体の屋外広告物等の条例に則った手続きの確認を徹底いたします。

以 上

本件に関するお問い合わせは、  
小田急お客さまセンター TEL：03-3481-0066  
ガイダンス3番（受付時間：9時00分～19時00分）